

(回覧番号)

外務省電信案

(分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)

符号表示

※

漢

秘
無期限

~~略~~ 平
第 1463 号

総第1216 145-02号
昭和 年 月 日 時 分 秒
49- 12 16 18- 50

YYYYYY

大至急・至急・普通・LTF

※ 発電係

(※印欄内は電信課記入)

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官 長 長

主管

アジア局長
次 長
参 事 官
北東アジア課長
首席事務官

主管局部課 (空) 名

ア北

起案 昭和49年12月14日

起草者

電話番号

宮下 2415

協議先

秘密指定解除
公文書監理室

在 韓国 後官 → 大使 臨時代理大使
釜山 田村 → 総領事 代理
あて 外務大臣 発

電 報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名 旧軍人軍属等韓国人遺骨の引渡し問題

貴電才2862号 2. (1) に関し

ヤマシタクオ

1. 本件の引渡し行軍には ~~日本側より~~ 山下徳夫 厚生政務
次官が引渡し責任者として出席す。他同省後官を1~2名
(ニヒリ) (ニ)

同席したいとの希望がある。 ~~本件~~ 日韓関係

~~本件~~ には ~~本件~~ が ~~本件~~ 及び ~~本件~~ が 此に同席

写
済

(昭和四二・七・一 改正)

するものが適当と思われるので、準備
おいた。

乙. 韓国側慰霊行事へのわが方関
係者の参加については、山下次官は
冒頭貴電乙.(1)の韓国側申し入れの
次第もあり、列席をとりやめ20日キヤ-7-
機にて帰国するにとした。貴使及び
貴統領事については本件の性格上
できるかぎり参列することが依然
望ましいと考えている。しかし治安情
勢との兼ねあいも当然考慮する必要
があり、釜山来電第255号からみても
この点に関する事態は刻々変化する
こともありうべきにつき最終的には貴地
における判断に一任する。(3)